

平成30年

第2回美濃市議会臨時会会議録

平成30年5月8日 開会

平成30年5月8日 閉会

美濃市議会

平成30年第2回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
承第3号(総務部長 北村道弘君)	4
承第4号(民生部長 篠田博史君)	6
休憩	7
再開	7
質疑	7
委員会付託省略(承第3号・承第4号)	7
討論	7
議案の採決	7
議案の上程	7
議案の説明	
議第39号(市長 武藤鉄弘君)	8
質疑	8
委員会付託省略(議第39号)	8
討論	8
議案の採決	8
休憩	9
再開	9
各常任委員会委員の選任	9
休憩	9
再開	9
議長の辞職許可について	9

議長の選挙	10
休憩	12
再開	12
副議長の辞職許可について	12
副議長の選挙	13
休憩	14
再開	14
議会運営委員会委員の選任	14
休憩	15
再開	15
地方創生特別委員会委員の選任	15
休憩	15
再開	15
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	16
閉会の宣告	16
市長挨拶	16
会議録署名議員	18

美濃市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成30年5月8日に平成30年第2回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成30年5月1日

美濃市長 武藤 鉄 弘

付議事件名

- 1 専決処分の承認について
美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市監査委員の選任について

平成30年5月8日

平成30年第2回美濃市議会臨時会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成30年 5 月 8 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 承第 3 号 専決処分の承認について
美濃市税条例の一部を改正する条例について
 - 第 4 承第 4 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 第 5 議第39号 美濃市監査委員の選任について
 - 第 6 各常任委員会委員の選任
 - 第 7 議会運営委員会委員の選任
-

本日の会議に付した事件

第 1 から第 7 までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の辞職許可について

副議長の選挙

地方創生特別委員会委員の選任

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (1 3 名)

1 番	豊 澤 正 信 君	2 番	梅 村 辰 郎 君
3 番	梅 村 栄 一 君	4 番	永 田 知 子 君
5 番	古 田 秀 文 君	6 番	岡 部 忠 敏 君
7 番	辻 文 男 君	8 番	庄 司 義 廣 君
9 番	古 田 豊 君	10 番	太 田 照 彦 君
11 番	森 福 子 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	柴 田 徳 美 君
教 育 長	樋 口 宜 直 君	総 務 部 長	北 村 道 弘 君

民生部長 (福祉事務所長)	篠田博史君	産業振興部長	成瀬孝子君
建設部長	古川雄太君	会計管理者	古田和彦君
教育次長	澤村浩君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事	辻幸子君	総務課長・ 選管事務局長	額額敬久君
秘書課長	西部睦人君	市民生活課長	村井和仁君
産業課長 (農業委員会事務局長)	佐藤裕之君	美濃和紙推進課長	高橋保雄君
会計課長	柴田勝己君	学校教育課長	家田陽介君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原義則	議会事務局次長 兼議事調査係長	石原まさる
議会事務局書記	平田純也		

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る4月1日付で人事異動に伴う執行部の方々の紹介を、柴田副市長からお願いをいたします。

〔執行部の紹介〕

○議長（山口育男君） ありがとうございます。

本日は、平成30年第2回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただき、まことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長挨拶

○議長（山口育男君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

きのうは大変大きな雨が降りましたが、山々の木々が緑鮮やかな季節になりました。また、日中は気温が30度になるなど、例年より夏が早いかなと、こんな季節になってまいりました。

本日は、平成30年第2回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本年度がスタートいたしましてから1カ月が経過をしたところであります。この間、美濃まつり、大矢田ひんこ祭り、消防団の新入団式など、春にちなんださまざまなイベントが開催されました。

また、5月1日には美濃市表彰式を挙行いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、まことにありがとうございました。今回、50名、6法人、4団体の皆様を表彰させていただきましたが、被表彰者の皆様方の長年にわたる心と努力をもつての御活躍、御尽力に改めまして敬意と感謝を申し上げます。

さて、本日、臨時会に審議をお願いいたします案件は、美濃市税条例の一部を改正する条例など本年3月末に専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ承認をお願いするものが2件、人事案件として監査委員の選任についての1件の計3件でございます。

議案の内容につきましては後ほど御説明を申し上げますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（山口育男君） ただいまから平成30年第2回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

開会 午前10時05分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 古田豊君、10番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（山口育男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 承第3号及び第4 承第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 日程第3、承第3号、日程第4、承第4号の2案件について一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、承第3号について、総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第3号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では1ページから10ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料で御説明させていただきます。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第3号 美濃市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容につきまして、1点目は、土地に対する固定資産税、都市計画税の課税標準の特例、いわゆる負担調整措置を現行の課税標準額の急激な上昇をなだらかに調整する措置として制度を3年間延長するもの、2点目は、バリアフリー等の利便性向上につながる改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置に関するもので、改修工事が完了した翌年度から2年間、固定資産税、都市計画税の3分の1に相当する金額を減額する措置を創設するもの、3点目は、再生可能エネルギー等特別措置法による電気事業者が設置する発電設備に係る固定資産税について、設備の区分と規模に応じて課税標準に2分の1、3分の2、4分の3を乗じた金額とする特例措置、わがまち特例を規定するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例新旧対照表により御説明いたします。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

改正の内容につきましては、新旧対照表の下線部分をごらんください。

まず、2ページから4ページは文言等の整理でございます。

4から5ページをごらんください。

第47条、法人の市民税の申告納付について、第2項、3項では法人市民税の申告納付を規定したもので、租税特別措置法の規定を受ける内国法人の場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定し、法律改正にあわせて改正するものです。

5から6ページは文言整理等でございます。

次に、7から8ページをごらんください。

第52条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、第2項、3項、5項、6項では申告後に減額、あるいは増額更正があった場合には申告により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期延長後の申告期限前に納付がされた場合に納付がされていた期間を控除して計算することについて規定したものです。

9から10ページは文言整理等でございます。

次に、11ページをごらんください。

条例附則第8条の2は、地方税法に定める特例措置について国が一律に定めた割合を法律の定める範囲内において市町村の条例で規定するわがまち特例の改正です。それぞれ課税標準に法附則の参酌基準の標準割合を乗じて得た額とし、その割合を改正しています。

第1項では、水質汚濁防止法に規定する工場の汚水または廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を2分の1とするもの、6項、7項、8項では5,000キロワット以上の水力、1,000キロワット未満の地熱、1万から2万キロワットのバイオマス発電設備の課税標準を3分の2とするもの。第9項、10項では1,000キロワット以上の太陽光、20キロワット未満の風力発電設備の課税標準を3分の4とするものです。

12から14ページは文言等整理でございます。

次に、15ページをごらんください。

附則第8条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、第12項ではバリアフリー等の利便性向上につながる改修が行われた劇場や音楽堂など、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の軽減措置に関する改正で、改修工事完了後の手続等を規定したものです。

なお、19ページの第12条の3では、固定資産税と同様に都市計画税の減額についても規定をしています。

また戻りまして、16ページから22ページにかけましての第9条から第12条関係は、土地の価格の特例や宅地、商業地、農地に対する固定資産税と都市計画税について、平成30年度の評価がえに伴い、土地に係る課税標準額の急激な上昇をなだらかに調整する現行の負担調整

措置を平成30年度から平成32年度までの3年間延長することを規定しています。

なお、22から23ページ、第13条の2、特別土地保有税の課税の特例についても同様に規定しています。

附則につきましては、赤スタンプ1の議案集の9ページをお開きください。議案集の9ページのほうでございます。

附則につきまして、第1条は施行日を平成30年4月1日と定めております。

第2条は市民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、第4条は都市計画税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上で承第3号の専決処分の承認についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山口育男君） 次に、承第4号について、民生部長 篠田博史君。

○民生部長（福祉事務所長）（篠田博史君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第4号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集11、12ページと、赤スタンプ2、議案説明資料の24ページをお開きください。

専第4号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付をもちまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、保険税の基礎課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯の軽減する所得判定基準を引き上げる改正を行うものでございます。

説明資料の25、26ページの新旧対照表の新しい欄をごらんください。

第2条第2項及び第23条第1項では限度額を58万円に改め、第23条第1項第2号では5割軽減の基準について被保険者1人につき加算する金額を27万5,000円に、第3号では2割軽減の基準について被保険者1人につき加算する金額を50万円に改めるものでございます。

26ページに移りまして、第24条の2第2項は文言の整理でございます。

議案集12ページの附則では、この条例の施行日につきまして、1項で平成30年4月1日から定め、2項では適用区分を改正後の美濃市国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税は従前の例によるものとしております。

以上で承第4号の説明を終わります。何とぞ御理解を賜り、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山口育男君） 総務部長 北村道弘君。

○総務部長（北村道弘君） 先ほどの御説明の中で、割合を言い間違えた箇所がございますので訂正させていただきます。

改正の概要の資料の11ページ、第8条の2第10項、11項の割合について、4分の3とするところを3分の4と言い間違えましたので御訂正のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（山口育男君） 以上で2案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、承第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、承第3号はこれを承認することに決定
いたしました。

次に承第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、承第4号はこれを承認することに決定
いたしました。

第5 議第39号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 次に、日程第5、議第39号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番 佐藤好夫君の退席を求めます。

[13番 佐藤好夫君 退場]

○議長（山口育男君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 議第39号 美濃市監査委員の選任について、提案の理由を御説明いたします。

議案集の赤スタンプ1、13ページをごらんください。

議員のうちから選出されております監査委員の太田照彦さんから辞職願が提出されましたので、地方自治法第198条の規定により、これを承認いたしました。よって、議員のうちから選任する監査委員が欠員となりましたので、その後任として佐藤好夫さんが適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いいたしたいと存じます。

佐藤好夫さんの住所は美濃市藍川2番地2、生年月日は昭和18年3月7日でございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第39号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

13番 佐藤好夫君の除斥を解きます。

[13番 佐藤好夫君 入場]

○議長（山口育男君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時30分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第6 各常任委員会委員の選任

○議長（山口育男君） 日程第6、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会委員には、佐藤好夫君、太田照彦君、古田豊君、岡部忠敏君、古田秀文君、梅村辰郎君、豊澤正信君の以上7名を、民生教育常任委員会委員には、森福子君、庄司義廣君、辻文男君、永田知子君、梅村栄一君、山口育男の以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○副議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（古田秀文君） 議長 山口育男君から、休憩中に議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番 山口育男君の退席を求めます。

〔12番 山口育男君 退場〕

○副議長（古田秀文君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（市原義則君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成30年5月8日、美濃市議会議長 山口育男、美濃市議会副議長 古田秀文様。

○副議長（古田秀文君） お諮りいたします。12番 山口育男君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 異議がないものと認めます。よって、12番 山口育男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

12番 山口育男君の除斥を解きます。

〔12番 山口育男君 入場〕

○副議長（古田秀文君） ここで、12番 山口育男君から発言を求められておりますので、これを許可します。

12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） おはようございます。

議長を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月の臨時議会におきまして、議員各位の御推挙をいただき議長に就任をさせていただきましてから、早いもので1年がたとうとしております。この間、皆様方には議会運営に格別な御理解、御協力を賜り、円滑な議会運営ができたものと思っております。その任を終わらせていただきますことに、心から皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

議長の職は辞しますけれども、今後は一議員としてさらなる美濃市の発展、そして議会の運営にしっかりと力を尽くしまして尽力をさせていただく覚悟でございます。1年間皆様には温かい御支援、御協力を賜り、本当にありがとうございました。

以上をもちまして退任の挨拶にかえさせていただきます。どうも本当にありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（古田秀文君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（古田秀文君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（古田秀文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（古田秀文君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○副議長（古田秀文君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（古田秀文君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（古田秀文君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番 豊澤正信君、2番 梅村辰郎君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（古田秀文君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、森福子君11票、辻文男君2票、以上のおりであります。

よって、森福子君が議長に当選されました。

ただいまの選挙において議長に当選されました森福子君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

議長 森福子君の挨拶があります。

○新議長（森 福子君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方の御推挙により議長の御指名をいただき、まことに身に余る光栄に存じます。御案内のとおり、浅学非才で未熟ではございますが、皆様方のお力添えをいただきながら、美濃市政の発展並びに市議会の発展と円満な議会運営に誠心誠意努めながら、重責を果たしてまいる所存でございます。今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます、甚だ簡単で意を尽くせませんが、議長就任に当たり、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○副議長（古田秀文君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○議長（森 福子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の辞職許可について

○議長（森 福子君） 副議長 古田秀文君から休憩中に副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に副議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、5番 古田秀文君の退席を求めます。

〔5番 古田秀文君 退場〕

○議長（森 福子君） 副議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（市原義則君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成30年5月8日、美濃市議会副議長 古田秀文、美濃市議会議長 森福子様。

○議長（森 福子君） お諮りいたします。5番 古田秀文君の副議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、5番 古田秀文君の副議長の辞職を許可することを決定いたしました。

5番 古田秀文君の除斥を解きます。

〔5番 古田秀文君 入場〕

○議長（森 福子君） ここで、5番 古田秀文君から発言を求められておりますので、これを許可します。

5番 古田秀文君。

○5番（古田秀文君） 皆さん、こんにちは。

副議長を辞職するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして副議長に御推挙いただきましてから、はや1年が過ぎました。この間、微力ながら議長の補佐役として、大過なくその職責を終えることができました。これもひとえに皆様方の温かい御支援のたまものと、心より感謝を申し上げます。

これからは一議員として、市政発展のために、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。どうか今後とも格別な御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、お礼

の御挨拶とさせていただきます。どうも1年間ありがとうございました。

副議長の選挙

○議長（森 福子君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、
直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（森 福子君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（森 福子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（森 福子君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投
票願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○議長（森 福子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（森 福子君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森 福子君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 梅村栄一君、4番 永田知子君の両
君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（森 福子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

そのうち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、岡部忠敏君11票、辻文男君2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、岡部忠敏君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました岡部忠敏君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 岡部忠敏君の挨拶があります。

○新副議長（岡部忠敏君） 御挨拶申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙により副議長に当選させていただきました。本当に身に余る光栄だと思っております。美濃市の厳しい行財政の中で、市民の皆様への負託に応える市議会の責務は大変重いものだと思います。そうした中で、森議長のもとで、議会が公正で円滑に運営されますよう一生懸命に努めさせていただき所存でございます。皆様方には今後とも格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 福子君） これより暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午前11時05分

再開 午後1時00分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会、委員長に梅村辰郎君、副委員長に太田照彦君、民生教育常任委員会は、委員長に梅村栄一君、副委員長に庄司義廣君であります。

第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（森 福子君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、13番 佐藤好夫君、9番 古田豊君、8番 庄司義廣君、2番 梅村辰郎君、3番 梅村栄一君の以上5名を指名したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員会の方は、第一委員会室に御参集ください。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時07分

○議長（森 福子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されておりますので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に庄司義廣君、副委員長に梅村辰郎君であります。以上、報告いたします。

お諮りいたします。現在、設置されています地方創生特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方創生特別委員会委員の選任

○議長（森 福子君） 地方創生特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。

名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（森 福子君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、地方創生特別委員会の委員に指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に地方創生特別委員会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午後1時09分

再開 午後1時18分

○議長（森 福子君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで地方創生特別委員会の委員長が互選されておりますので報告いたします。地方創生特別委員会の委員長に山口育男君であります。以上、報告いたします。

ここで、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申出書の提出がありましたので配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（森 福子君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から、議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（森 福子君） 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 福子君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（森 福子君） 以上をもって、この臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成30年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時20分

市長挨拶

○議長（森 福子君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、こんにちは。

本日の平成30年第2回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認、議決をいただき、まことにありがとうございました。

また、本日の臨時会におきまして、正・副議長改選並びに常任委員会を初め各委員会の委員構成も行われました。議長に森福子議員、副議長に岡部忠敏議員が御当選になり、まことにおめでとうございます。また、前議長の山口育男さんを初め各役員の皆様には1年間市政進展のために格別の御尽力を賜り、まことにありがとうございました。心から感謝を申し上げ

げます。

さて、ゴールデンウィークが明けまして、いよいよ本格的に今年度の各種事業がスタートいたします。美濃市は今年度健康日本一を目指した「元気なまちづくり」、子供を産み育てやすい「やさしいまちづくり」、地域資源を生かした「魅力あるまちづくり」の3つを重点項目に、住みたい、住み続けられる活力のある美濃市づくりに、私を含め全職員が一丸となりまして取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、より一層の御活躍と市政に対する御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（森 福子君） 本日は、長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、まことにありがとうございました。どうか、今後の議会運営におきましても、一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月8日

美濃市議会議長 山 口 育 男

美濃市議会副議長 古 田 秀 文

美濃市議会新議長 森 福 子

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦